

# 釜ヶ崎解放 6/28

釣崎日雇労組  
でんわ(632)4273

## きのう こうのいっけみ よこうちこうぎょう もとぐみこうきょう たうしゅうだんこう 昨日、鴻池組・横内工業・本組興業と大衆団交し。 がくきんめんしょり じけんそうぎ ガクキンメンシヨリ ジケンソウギ 全面勝利! 謝罪をかちとる!

仲間たち!! 昨日、ひるどじから市民館で、労金不「ババ・もみ消し」事件についての大衆団交はない、鴻池組(元請)・横内工業(下請)・本組興業(人夫出し)の全面謝罪をかちとり、争議に完全に勝利した。

昨日の国交は、6月25日(土)の国交での事実確認にもどつて、主に、横内工業の労災休業補償金のネコババと、十一月からの休業補償請求のもみ消し、本組興業の被害者への餓い殺しと、本年つ自からの一念書を書かせてのもみ消しについての追及・事実確認をあこなった。

事実確認の中で、まず横内工業は七月下旬から八月下旬までの休業補償は、本組に支払い、八月下旬から十一月までの分は、本人名義の通帳から引き出してネコババし、12月から自分宛てに「本人の労災は終わ」とどつて、「本人の労災は終わった」とは、労基署への請求行為すら行わず、やがて、「本人の労災は終わった」と

ソの報告と元請にしていた事實を認めた。本組興業は、横内から受けとった八月下旬までの休業補償金を本人に通知せず、わずか一千円の貸金で餓い殺し、横内の休業補償のネコババにうすつす反映付いて労災の打ち切りをもくろみ、念書を作成した。さらに、強制労働として貸金の回収にはかり、五月十日には念書に署名・押印させられ、資金の打ち切りとアブ・金不正受給による生活上の捻出を強要した事実を認めた。そして、二社の全面謝罪と鴻池組が責任をもって本人の労災が完治するまでの補償をおこなうことと確約させた。

仲間たち!! 今回の争議の意義は、事実の隠ぺい・居直りをはかった本組興業に、わしらのセ・ラーを職にした大衆的な実力での斗いによって、もみ消し・強制労働の事實を認めさせ、横内のネコババの事實を明るみにさせ、やうに鴻池組に元請責任をはつきりと認めさせたことにある。泣きね入りをせずに、團結して斗つていく。

(1)

## 確 認 書

一九八七年七月二十四日未果、第三者有内物鴻池組  
東京本店鶴吉御便局、現場で発生した久下喜昭さん  
が天事故の原因となり、この迷惑を公掛り致しましたこと  
原発するに付いて、今后再発を防止するため、問題発生が  
又下喜昭さん、董、山田屋房助組合と鴻池組合にて、  
本名、横内工業、鶴立ひ御本組興業、双方内答確認  
の上、了承した。

記

### 問題発

#### 鴻池組について

一元請として、下請に対する指導管理責任がある  
にもかかわらず、その責任を怠る事無く下請に  
押しつけたこと。

#### 横内工業について

一、若宮署から支払われた若宮金六十七万五千五百円  
を劣天因当り根本が着服し、ギニアルルと度てしま  
久下さんへ支払われていなかつたこと。

#### 二、四回目、不景氣賃請取引手続をせず、振りつぶし も請いながら賃貸代行し、それを報告を行ひもかげし を行つたこと。

#### 三、本組について

1. 今後、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 四、本組について

1. 不景氣賃請取引についても劣天補償と同様賃  
料を支給すること。

#### 五、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 六、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 七、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 八、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 九、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 十、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 十一、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 十二、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

#### 十三、本組について

1. 本組は、劣天治療患者に対する本人の希望に本ひ  
内院を認定する旨治療費に面、余分な理賃を厚く  
ことを確約したこと。

(2)

## 本組について

一、次下さんへ治療料、必要あるにもかかわらず完全な  
料金にて治療料にて余分な料金を請求してお  
いたこと。

#### 二、通院中に江争につき、その賃金を天井してお いたこと。

#### 三、余分を請求してアブリキ等の不正取扱を強制しなど

#### 四、詰し金にて行つた。又下さんに対する調査を怠らせて いたこと。

#### 五、監査を行つたところ、医療行為の対象で

#### 六、上り、問題発生時に周囲各社は又、都営及び対象で

#### 七、下りて、都営について

#### 八、平内賃金は新たに監査と併合させて行い決定

#### すること。

#### 九、不景氣賃請取引についても劣天補償と同様賃

#### 料を支給すること。

#### 十、未だ乗車中、調査につても劣天補償と同様賃

#### 料を支給すること。

#### 十一、若宮手続課源初、西成房初福江セミナーを通じて

#### 十二、二度目は、

#### 十三、三度目は、

#### 十四、四度目は、

#### 十五、五度目は、

#### 十六、六度目は、

#### 十七、七度目は、

#### 十八、八度目は、

#### 十九、十度目は、

#### 二十、十一度目は、

#### 二十一、十二度目は、

#### 二十二、十三度目は、

#### 二十三、十四度目は、

#### 二十四、十五度目は、

#### 二十五、十六度目は、

#### 二十六、十七度目は、

#### 二十七、十八度目は、

#### 二十八、十九度目は、

#### 二十九、二十度目は、

#### 三十、二十一度目は、

#### 三十一、二十二度目は、

#### 三十二、二十三度目は、

#### 三十三、二十四度目は、

#### 三十四、二十五度目は、

#### 三十五、二十六度目は、

#### 三十六、二十七度目は、

#### 三十七、二十八度目は、

#### 三十八、二十九度目は、

#### 三十九、三十度目は、

#### 四十、三十一度目は、

#### 四十一、三十二度目は、

#### 四十二、三十三度目は、

#### 四十三、三十四度目は、

#### 四十四、三十五度目は、

#### 四十五、三十六度目は、

(5)

(3)

(4)

(6)

六月度決算

株式会社鴻池組東京支店

建築部長

生川勝巳

代表取締役

横内良隆

監修会社鴻池組東京支店

監修

監修

一九八八年六月二七日